

精神保健福祉法改正に伴う虐待防止研修 会用コンテンツの作成

虐待防止の取組については、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）で、医療機関の管理者に対し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」（いわゆる間接的防止措置）を講ずることを規定しています。さらに、令和6年4月1日から施行される改正精神保健福祉法では、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進が謳われています。障害者虐待防止法では、医療機関には通報の義務はありませんでしたが、新たな改正精神保健福祉法では、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付けることとされました。

日本精神科病院協会の虐待防止の取組として、既に「虐待防止・対応マニュアル」は作成済みで公表もされていますが、今回は新たに各病院で虐待防止のための研修会を開催するにあたって研修資料となるコンテンツを動画で作成し、ホームページに掲載することとしました。

各動画は、YouTubeで閲覧出来ます。約10分間ですので、スマートフォンなどを使えば何時でもどこでも閲覧が可能です。虐待防止研修会で動画を流しても良いですし、研修会の前に各自が閲覧しておく、研修会がより内容の濃いものになるかもしれません。また、参考資料として、動画で用いたスライド、日精協作成の虐待防止・対応マニュアル、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」で作成された院内医療従事者向け研修資料「より良い精神科医療の提供に向けて～患者さんへの暴力等の防止の観点から～」（この研修資料には解説編が付いています）も掲載します。

従前から、虐待防止に関係する取組を積極的に行っている病院も多いと思います。今回の改正精神保健福祉法では、新たに通報の義務と管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進するため虐待防止の取組をしなければならないとされたわけです。昨今、精神科病院で起こった事例から虐待防止の取組が注視されているところです。虐待防止研修会用コンテンツを是非、各病院でご活用頂ければと思います。

（理事 中島 公博）

精神保健福祉法改正に伴う虐待防止研修会用コンテンツ

| | 時間 | テーマ | 講師 | 所属 |
|-----|-------|---|------|------------------------------|
| 第1講 | 約10分 | 精神保健福祉法改正について (改正の趣旨等) | 林修一郎 | 厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課課長 |
| 第2講 | 8:48 | 精神科病院での虐待防止研修会開催の ための管理者向けマニュアル https://youtu.be/jocC8GHhj-4 | 中島公博 | 日本精神科病院協会理事 五稜会病院理事長・院長 |
| 第3講 | 12:19 | 虐待に関して知っておくべきこと https://youtu.be/twg-S_yBwyM | 中島公博 | 日本精神科病院協会理事 五稜会病院理事長・院長 |
| 第4講 | 約10分 | 虐待行為と刑法の関係 | 浅田真弓 | 日本精神科病院協会 顧問弁護士 |
| 第5講 | 約10分 | 患者に対する接遇について | 草地仁史 | 日本精神科看護協会 業務執行理事 |
| 第6講 | 約10分 | 早期発見、予防に関する取り組み | 吉川隆博 | 日本精神科看護協会会長 東海大学医学部看護学科教授 |